

岩手県告示第49号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和6年1月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市（都南中央第三地区土地区画整理事業地内）
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年7月10日から令和6年3月31日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量及び出来形確認測量
- 2（1） 公共測量を実施する地域 盛岡市向中野細谷地ほか地内
- （2） 公共測量を実施する期間 令和5年8月1日から令和6年3月19日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 基準点測量及び出来形確認測量